

令和元年 月 日

保護者の皆様へ

駒形こども園 園長

### 平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	223,540	239,340	239,340
5月	222,340	238,140	285,890
6月	222,340	238,140	285,890
7月	222,340	238,140	285,890
8月	222,340	238,140	285,890
9月	221,280	237,080	284,830
10月	221,280	237,080	284,830
11月	222,340	238,140	285,890
12月	222,340	238,140	285,890
1月	222,340	238,140	285,890
2月	222,340	238,140	285,890
3月	230,560	246,360	294,110

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	40,220	55,600	105,870	184,110
5月	40,200	55,580	105,850	184,090
6月	40,200	55,580	105,850	184,090
7月	40,140	55,520	105,790	184,030
8月	40,120	55,500	105,770	184,010
9月	40,090	55,470	105,740	183,980
10月	40,090	55,470	105,740	183,980
11月	40,080	55,460	105,730	183,970
12月	40,080	55,460	105,730	183,970
1月	40,050	55,430	105,700	183,940
2月	40,040	55,420	105,690	183,930
3月	47,790	63,170	113,440	191,680

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	36,870	52,250	102,520	180,760
5月	36,850	52,230	102,500	180,740
6月	36,850	52,230	102,500	180,740
7月	36,790	52,170	102,440	180,680
8月	36,770	52,150	102,420	180,660
9月	36,740	52,120	102,390	180,630
10月	36,740	52,120	102,390	180,630
11月	36,730	52,110	102,380	180,620
12月	36,730	52,110	102,380	180,620
1月	36,700	52,080	102,350	180,590
2月	36,690	52,070	102,340	180,580
3月	44,440	59,820	110,090	188,330

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)